

総務委員会記録

令和6年1月10日開催

- | | | |
|----|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和6年1月10日（水） 9：58～12：17 |
| 2 | 場 所 | 委員会室 |
| 3 | 出席委員 | 陶久委員長 西川副委員長
横田委員 湯浅委員 武田委員 小野委員 星加委員
佐々木委員 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 正副議長 | 藤本議長 武田副議長 |
| 6 | 傍聴議員 | 幸坂議員 渡部議員 金久議員 住友利広議員
喜多議員 福島議員 広浦議員 水谷議員 久米議員
住友進一議員 |
| 7 | 出席理事者 | 岩佐市長 西田副市長 東條政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 石本危機管理部長
橘会計管理者 中川消防長 川端消防次長
田中消防本部参事 小杉消防署長
横手秘書広報課長 佐坂人事課長 東企画政策課長
中橋行革デジタル戦略課長 湯浅ふるさと未来課長
小西総務課長 山崎財政課長 清水税務課長
石山危機管理課長 小原会計課長 武田予防課長
栗本第二消防課長 手塚選挙管理委員会事務局長
中村監査事務局長 他 |
| 8 | 事務局 | 岡部議会事務局長 近藤議事課長
谷崎課長補佐 天川主査 |
| 9 | 傍聴者 | 4名 |
| 10 | 記者席 | 3名 |

【 会議の概要 】

開 会 9：58

陶久委員長 おはようございます。定刻の時間には少し早いですけれども、全員の方がお揃いになりましたので始めたいと思います。ただ今から総務委員会を開催いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、1月1日に能登半島を主な震源地として大地震が発生いたしました。被災された方々にお見舞いを申し上げます。不幸にして亡くなられた方々には、衷心よりお悔やみを申し上げます。寒さが厳しくなる季節ですが、1日も早く穏やかな日常が取り戻せるように、生活環境が整いますことをお祈りいたします。この度、総務委員会の委員長に就任させていただきました公明党の陶久晃一でございます。全く不慣れではありますが、同じく副委員長に就任された西川委員、委員会委員各位、そして岩佐市長をはじめ、理事者及び議会事務局の御協力をいただきながら適切な委員会運営に努めてまいりますので、この1年間、どうかよろしくお願いいたします。

先にお知らせいたします。本日、テレビカメラが入っておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、理事者を代表して岩佐市長に御挨拶をいただきたいと思います。

岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は新年何かと御多用中にもかかわらず、総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、この度、新しく総務委員として陶久委員長、西川副委員長をはじめ、8人の議員に御就任をいただいたわけでございますが、どうか十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

ここで、この場をお借りいたしまして、本市における能登半島地震への対応について御報告をさせていただきます。現在、阿南市被災地支援対策本部を設置し、情報収集等に当たっております。また、今月4日に関西広域連合災害対策支援本部会議がオンラインで開催され、被災自治体ごとに構成府、県、市を割り振るカウンターパート方式で支援することが決定され、徳島県は輪島市を受け持つこととなっております。昨日には私も参加をいたしました。後藤田知事と県内市町村長とのウェブ会議が開催されて、能登半島地震に関する意見交換を行ったところでございます。今後は県を通じて被災地ニーズに沿った人的、物的支援の要請があった場合、迅速、的確な対応ができるよう、現在、準備を進めているところでございます。併せて、昨日副市長を本部長とする第1回被災地支援対策本部会議を開催し、人的、物的支援等につきまして庁内で情報共有を図ったところでございます。本市独自の取組としましては、今月5日から市役所1階の総合案内横において、令和6年能登半島地震災害義援金募金箱を設置し、義援金を受け付けております。集まった義援金は日本赤十字社を通じて救護活動支援及び復旧支援などに役立てられることとなっております。

以上、御報告とさせていただきます。

さて、本委員会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の一部改正案が1件、令和5年度一般会計補正予算案1件の合計2件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明申し上げます。

以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

陶久委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案2件の審査であります。議案の審査に入る前にお願い申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着座して行っていただいて結構です。委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

第5号議案 阿南市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

陶久委員長 「第5号議案 阿南市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

佐坂人事課長。

【理事者説明 佐坂 人事課長】

陶久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

星加委員。

星加 委員 ただ今、災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、課長から御説明をいただきました。この議案に対しましては、もうこのような大きな災害が起こったときでもありますので、国からのいろんな法的なものもありますので、全面的に賛成でございますが、この中で災害派遣手当という文言がございます。阿南市における災害派遣手当はいくら拠出しているのでしょうか。1日につき、お答えいただければありがたいと思います。

陶久委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 星加委員の御質問にお答えいたします。

阿南市職員の災害派遣手当の支給に関する条例におきます災害派遣手当の金額でございますが、これは滞在した期間、また利用施設の区分によりまして異なりますが、公共の施設、またはこれに準じる施設を利用した場合は、1日につき、期間関係なく3,970円としております。その他の施設につきましては、1日につき、30日以内の期間が6,620円。30日を超え、

60 日以内の期間につきましては 5,870 円。60 日を超える期間につきましては 5,140 円と規定されております。

以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。金額は非常に安いような気がいたしますが、これは出張手当とは別ですね。
お伺いいたします。

陶久委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 この手当につきましては災害派遣手当ということでございまして、いわゆる給与とか、例えば時間外勤務手当とか、そういうのとは別に支給されるものでございます。

星加 委員 ありがとうございます。

陶久委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 5 号議案を採決いたします。
本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 御異議なしと認めます。
よって、「第 5 号議案 阿南市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 19 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）について（関係部分）

陶久委員長 続いて「第 19 号議案 令和 5 年度阿南市一般会計補正予算（第 7 号）について」のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第 19 号議案については先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。
質疑ありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 先日、財政調整基金の有価証券の満期時期について、一般質問で広浦議員の質問に対し、理事者から「債券 16 件につきましては、個別の債券として購入いたしておりますので、購入した日からの運用となり、それぞれ預入期間や満期日及び金額については同一ではなく、まちまちの契約内容となっております」とお答えされたと思いますが、そのまちまちとなっている証券 16 件の個別の満期時期と、それらに関わる元本が回収できる時点は何年何月なのか。令和 5 年 11 月末現在を基準に 16 件全てお答えください。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。よろしくお願いいたします。

西川委員の御質問にお答えをいたします。

財政調整基金で保有している有価証券 16 件の満期時期を個別にお答えいたします。満期日の近いものから順に申し上げますと、令和 9 年 4 月 26 日、令和 12 年 7 月 16 日、令和 13 年 4 月 22 日、令和 14 年 4 月 23 日、令和 14 年 10 月 8 日、令和 14 年 11 月 30 日、令和 17 年 7 月 13 日、令和 20 年 9 月 28 日、令和 22 年 12 月 20 日、令和 23 年 11 月 20 日、令和 23 年 11 月 29 日、令和 25 年 2 月 27 日、令和 32 年 9 月 20 日が 2 件、令和 33 年 3 月 20 日、令和 34 年 3 月 20 日となっています。

なお、元本が回収できるのはいつかとの御質問でございますが、有価証券は、満期日まで保有した場合は、元本は償還されます。

以上、お答えいたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。

つまり、満期日が来ないと元本は保証されないということでしょうか。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原です。

西川委員の御質問にお答えいたします。

有価証券は満期日まで保有しないと元本が保証されないのかとの御質問でございますが、有価証券は、保有期間の途中でも条件によっては解約は可能でございます。この場合は、第一に元本を割らないことが条件となります。また、今後の金利の情勢や利回りによって利益が見込まれる有利な状況になった場合は、満期日まで保有せずに売却することもできますので、そのときの財政状況も勘案し、検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。

では、いただきました回答を踏まえ、財政調整基金から 29 億円を思いや

り給付に使用したあと、財政調整基金のうち、預金、定期預金を含めた現金はいくら残るのか、お答えください。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。

西川委員の、財政調整基金から 29 億円を思いやり給付に使用したあと、預金、定期預金を含めた現金はいくら残るのか、との御質問でございますが、11 月 30 日現在の財政調整基金の普通預金と定期預金の合計金額は約 50 億 8,141 万円でありますので、29 億円を差し引きしますと、現金は約 21 億 8,141 万円でございます。

以上、お答えいたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。

その 21 億円というのは、標準財政規模に対して現金の部分というのは適正金額なのか、お答えください。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 大変申し訳ございませんが、答弁の内容を精査したいと思いますので、御時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

陶久委員長 小休いたします。

小 休 10:14～10:15

陶久委員長 再開いたします。
山崎財政課長。

山崎 課長 財政課長の山崎でございます。委員の御質問に対して御答弁いたします。
財政調整基金の適正規模につきましては、過去にも御質問があり、歳計現金に繰り替える一時運用金としても活用しており、この面から見ますと、標準財政規模の 20%程度以上は基金残高があるほうが出納の支出関係事務においても効率的に行えるものと考えている旨、答弁いたしております。運用面から見た必要額を示していますが、適正規模につきましては自治体の置かれた状況、方針などにより適正規模は変わってまいりますので、現段階におきまして、具体的な額を示すことができないのが実情であります。

以上、答弁いたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 御答弁ありがとうございます。

先日の一般質問のときにも標準財政規模に対して基金は 20%程度がと

いうことはおっしゃられていたんですけど、現金の部分が21億円に減ってしまうということで、市長の公約にも国・県とのパイプを生かし、阿南市強靱化を加速とあるんですけど、大きく基金を取り崩してしまったあと、南海トラフ巨大地震がきた場合にどのように市民の命を守り、どのようにまちを復旧、復興させていくのかお答えください。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 ただ今の、西川委員の御質問に御答弁いたします。

例えば、令和6年能登半島地震のような地震が起きた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害と指定され、各種被害の状況に応じて、通常の災害復旧国庫補助事業に補助率のかさ上げ措置が講じられます。具体的には公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農林水産業に関する特別の助成、中小企業に関する特別の助成、その他の特別の財政援助及び助成など、多岐にわたり手厚い財政措置が講じられますので、災害に対する対応は可能と考えております。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 確かに国に頼ることというのも重要だとは思いますが、国や県の手立てが及ばないことも考えて、一番市民に近い自治体が市民の命を守らなくてはならない、そのための基金という考え方はないでしょうか。
お答えください。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課の山崎でございます。ただ今の質問に御答弁いたします。
先ほど御説明した法律に適用されない災害対応部分というのもございます。その部分につきましては、国からの震災復興特別交付税や、本市の財政調整基金などを活用して災害復旧にあたっていくことになりますので、対応は可能と考えております。
以上、御答弁とします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 あわせて、給付後、財政調整基金の債券のところはかなり大きいということで、先ほど御答弁いただいたんですが、その債券を現金化していくことや、財政調整基金そのものを増加させて大規模災害に備えていくお考えというのはございますか。
お答えください。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 補足で、一度大きく取り崩してしまうので、今後、また災害に備えて取り崩したあとよりちょっと積み立てていくとか、現金の部分をそこから、現金率を上げていくというような考えがあるかどうかということなんです。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原です。よろしく願いいたします。
西川委員の取り崩したあとの債券の割合が高いがどうかというような御質問だと思いますが、取り崩したあとの債券につきましては、今後におきましても引き続き、安全性を最優先に配慮し、利回りの変動や関連する情報収集に努めまして、流動性にも対応できるように適正な運用をしてまいりたいと考えております。
以上、お答えといたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ちょっと思っていた回答と違いまして、給付を行ったとして、財政調整基金の債券率が高いと思いますので、現金のほうに再びシフトさせていくことや、財政調整基金そのものを使ってしまったあと、再び災害に備えて増加させていくというようなことは考えておられますかとか、そういう考えはございますかということです。

陶久委員長 橘会計管理者。

橘 管理者 会計管理者の橘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
西川委員の御質問にお答え申し上げます。
小原課長から債券について御説明もございましたが、保有期間の途中で、条件によっては債券を解約することは可能となっております。それで、今後の金利、情勢、利回りによって収益が見込まれる場合は、今の財政状況、事業計画等を勘案しながら、もし元本を保証される場合であれば途中で解約をして現金化するということも可能でございますので、そのときの状況に応じて検討したいと考えております。
以上、お答えといたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 それでは、現在、災害が拡大し、未だ全容の見えない能登半島地震のように、ある日突然として大規模災害が起こってしまった場合に備え、財政調整基金はいくら程度備えられるおつもりなんですかということで、それが標準財政規模に対して 20%程度ということなんだと思います。
先ほどお答えしていただきました有価証券のうち、元本割れせずに取り崩せる時期が来たら取り崩していくという方向性ということなんですけど、つまりは有価証券の保有率が高いので、今のところ、現金にしていかなくては大規模災害に対して備えていくことが難しくなっているということなのでしょうか。

陶久委員長 小休いたします。

陶久委員長 再開いたします。
橘会計管理者。

橘 管理者 会計管理者の橘でございます。
財政調整基金の現金の減少ということで、現在、16 件の有価証券がございますが、昨日時点でございますが、16 件のうち 2 件は元本を担保できる債券となっております。それをこの財政状況に応じて解約するかどうかをまた今後、検討してまいりたいと考えております。
以上、御答弁いたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 御答弁ありがとうございました。
ただ、その 20 年先、30 年先という縛りがある中で、元本割れしない時期とか利回りがいいときというのが、明確にいつなのかというのが分からないという中で、大きな金額というのが有価証券に切り替わってしまっているという現状が、やっぱり災害が起きたときとか、予算の中に入れたり出したりする中で、ちょっとその扱いが不透明な部分を感じてしまいます。
私が思うところなんですけれども、市長の公約が実現できるかどうかというところの現金給付のところよりも、現在、やっぱり本来の大規模災害に対する市民の不安に確実に備えておくべきではないのかと思います。地域経済効果というの、具体的にお示しただけませんでしたし、給付に対する公平性もよく分からない中で、昨日の文教厚生委員会でも当初、御答弁もあやふやなところもありましたため、はっきり言って整理ができていないのではないかと私は思います。第 19 号議案の中の財政調整基金繰入金 29 億 4,760 万円もの支出に対しては反対させていただきます。

陶久委員長 ほかに質疑ございませんか。
星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。まず 1 問 1 答でお願いいたしたいと思います。
まず 1 問目でございます。一般質問の御答弁の中で財政調整基金、今、繰入金、2 項の基金繰入金についての前に、この財政調整基金のことについて御質問させていただきます。財政調整基金から全世帯へ一律 10 万円の給付及び子供 1 人につき 3 万円給付の財源とすることの妥当性について、昭和 35 年参議院地方行政委員会の会議録から確認して問題ないと判断し、適法性については専門家に確認していないとの御答弁でございました。一般質問のときですね。財政調整基金を 10 万円給付の財源とすることは、地方財政法に違法するか、しないか、専門家に確認するつもりはありませんか。
まず、それについてお伺いをいたします。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課長の山崎でございます。

ただ今の御質問に御答弁いたします。

議場での一般質問にお答えしましたとおり、昭和 35 年、参議院のほうでは十分に議論を尽くした内容を御答弁させてもらいました。この討論に基づきまして、今回の財政調整基金の取り崩しにつきましては必要やむを得ない理由ということで自治体が判断を行いまして、問題ないと考えているところでありまして、専門家と申します方につきましては確認する予定はございません。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

いろんな報道によりますと、識者の意見を述べられているようですが、阿南市では確認するつもりはないということで、適正であるということで判断いたします。

そして、もしこの議案が通ったとして、後日、住民の方から住民監査請求や住民訴訟が起こされたとしても問題がないと考えているのか、次に、この点についてお伺いをいたします。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課長の山崎でございます。

訴訟が行われたら、との御質問であると思うんですが、現時点の内容、私どもの知識と申しますか、内容からして問題はないと考えているところでございます。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ただ今の見識で結構でございます。ありがとうございます。

それでは続きまして、財政調整基金についてお伺いをさせていただきます。昨日、公表していただきました財政調整基金につきまして、いただきましてありがとうございます。これは、いわゆる公開していただきましたことに対しましては感謝をいたしております。それで、この書類によりますと、ただ今、西川委員が御質問させていただきましたようなことが、11 月末現在の財政調整基金が示されております。

そこで、債券についてお伺いいたします。債券額が 53 億 7,419 万円ということでございますが、これで現在、間違いはございませんね。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課長、小原でございます。

星加委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問のとおり、債券の合計金額はお申し出のとおりでございます。

以上、お答えといたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 それでは、今現在、12月を越しまして1月10日でございます。この債券は、取り崩していなければ11月30日現在の債券額と全く現在は同じと考えてよろしいでしょうか。
お伺いいたします。

陶久委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原です。
星加委員の御質問にお答えをいたします。
11月末現在から現在までの債券を取り崩しているかどうかということでございますが、現在も債券は取り崩しておりません。従いまして、金額は同じでございます。
以上、お答えといたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。
元本割れをしていない、ただ今、債券が2件あるということですが、それは先ほど御説明いただきました何年満期の債券でしょうか。その2件についてお伺いいたします。

陶久委員長 橘会計管理者。

橘 管理者 星加委員の御質問にお答えいたします。
元本が現在、保障されて解約できる債券でございますが、満期日が令和9年4月26日分と、令和12年7月16日分が、昨日時点での元本の保証された債券でございます。
以上、御答弁といたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。
この債券額においては約10億円でございますね。約10億円の元本割れがしていないという債券でございます。そして、利率も非常にいいと。この債券はどちらも事業債で、令和9年と令和12年ということですから、ある程度、経っているものでございますが、利払い額も、結構大きな利払いがされております。
債券といいますのは2回のいわゆる利払いと、1回の利払いがありますが、そのうちの2回の、債券市場がありますのでね。そこで、国債市場によって債券の額というのは変わってまいりますので、その点につきましては二つとも有利な事業債ということで、これは令和4年に繰り入れられている債券でございますので、それについては債券割れしないし、かなりの利払いをされているということで認識いたしております。ありがとうございます。
それでは質問させていただきますが、債券割れをしていないものを10

億円加えるとすると、いわゆる 29 億 4,760 万円歳出いたしましても、そのあと先ほどの現金が、確か財政調整基金では大口定期が 16 億 5,000 万円ということでございますが、ただ今、西川委員に答弁なさったのは確か 21 億 8,000 万円ですか。それだけあるとおっしゃられたんでしょうか。これに間違いございませんか。それに 10 億円を加えますと 30 億円余りになるという認識でよろしいでしょうか。

それについてお伺いをいたします。

陶久委員長 橘会計管理者。

橘 管理者 会計管理者の橘でございます。

星加委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、西川委員の御答弁の中で、現金は 21 億 8,141 万円になりますとお答えした上に、今回の有価証券 2 件分を解約しますと、その上にプラスされますので、解約した場合の約 10 億円、それをプラスした場合、約 31 億円という形になります。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 それでは、債券は 53 億 7,419 万円が 40 億円、40 億 7,419 万円になりますが、現金部分においては 31 億円ですか。31 億 8,000 万円余りになると、そのように認識してよろしいですね。

陶久委員長 橘会計管理者。

橘 管理者 会計管理者の橘です。

これを、有価証券を検討した上に解約した場合はそういう金額になります。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

それでは、現金と債券との比率が分かりました。この財政調整基金につきましては、当初、100 億円近い財政調整基金がございましたので、私の想像するところです。これによりますと、4 月と 5 月に売却された債券はありますが、当初、昨年度の決算を見ても六十何億円ということでしたが、有利な債券はいわゆる売ることもできる、そしてまた購入することもできるというのが債券でございますのでね。

そして、この利払い額を見ても、大口定期と比べまして各段の差があるということは、これ、明確でございますが、いわゆる公金を債券、国債等の債券で、債券を購入する場合は、原本割れすることは絶対に避けなければいけないということがございますので、その売られるときというのは非常に難しいわけでございますが、その上がり下がりということがございますので。その点は会計管理者がしっかりと考えていただいているということで認識をいたしました。

けれども、非常に令和2年あたりで債券を購入したのが、国債なんかだったら30年国債というようなものもたくさん購入されております。長い国債というのは、リスクは少ないけど売却が非常に難しい。それで、今現在、国債関係はちょっと下がっているように思いますから、そういうことも考慮して、今後、西川委員が質問したように、債券購入というものは購入していかなければならないように私は感じております。

そこでお伺いをいたします。30億円の現金があるとする、10億円切り崩したとするならば30億円の現金がございます。1月1日、能登半島地震は、もうテレビ画面が全面的に変わりました。その中で本当にいつ、地震が起こるか分からない。そして阿南市におきましては、椿とか、橘とか、福井とか、いろいろな・・・何かおかしいことがありますか。ありませんか。そういうことが起こりました。いつ、どこで震災は起こるかも分かりません。南海トラフ巨大地震は、もう本当に高い確率でやってまいります。私は今、ここで、市長公約ではございますが、今のような状況の中で基金を取り崩すということに関しまして、非常に疑問に思っております。そのことは多くの市民もお話をされております。それは皆、お金は実際のところ、本当に物価高騰している現在、市長もお話をしっかりとお受けして、お話をお伺いして、これを公約とされたと思いますが、いつどこで何時、年が明けたらこういう事態、能登半島地震みたいなことが起こったわけです。やはり市民が安心して、安全に暮らせるということこそが一番の、市が、市長がなすべきことだと私は思っております。

それで、昨日、高知県の方からLINEで送られてきた高知新聞、昨日の新聞がございます。これ、一つ、読ませていただきます。これは富尾さんという報道部の方が高知新聞に掲載された新聞記事でございます。「まじか？」という題目でございます。富尾さんという方です。

新型コロナが落ち着き、4年ぶりに徳島の実家でゆったりと新年を迎えた。すると、連発する緊急地震速報に、炎上する旅客機。「まじか？」が何度も口を突き、もどかしい三が日となった。

もう一つ「まじか？」があった。故郷の阿南市では、高知市と同じく昨年11月に市長選があり、これまた同じく、元自民党県議の新人が現職に僅差で競り勝った。驚いたのは、新市長の公約だ。

物価高騰対策として、全世帯に一律10万円、さらに子ども1人につき3万円の現金を給付するという。人口7万人弱で、総額34億円。自治体の貯金に当たる財政調整基金の91億円から、27億円を取り崩すとか。

全国では、同じように現金給付を公約に掲げた候補者が当選したケースがある。しかし、予算不足だったり議会で否決されたりで、結局、大幅な減額を余儀なくされている。

阿南市議会では現在、給付のための補正予算案を審議中。このままいけば、与党の賛成多数での可決が濃厚という。給付を見越して、世帯の分離が増えたという地元紙の記事も出た。

知人らに電話したが、歓迎する声はなかった。「市外の人に『お金で転んだ』と言われるのがつらい」「いつか南海トラフ地震も起こる。これだけの額を使うのは心配」。みんな戸惑っていた。

高知で就職し、首長選を何度も取材した。ここまで露骨な公約は「まじで」記憶がない。それでも選挙戦術として有効なら今後は出てくるかもしれない。

住民の心を揺さぶる、公金の「お年玉」。市議たちはどう判断するのか。

というような掲載でございました。

私もこのような考えは全く同じでございます。この 20 款の基金繰入、29 億 4,760 万円の財政調整基金繰入の額は、これは、私は反対をさせていただきます。

以上で、私の質問を終わります。

陶久委員長 ほかに質疑ございませんか。
佐々木委員。

佐々木委員 総務費の地域支援費 12 億円で、地域公共交通対策事業の中で、バス路線の運行費補助金、この 7,225 万円の中でバス停をつくるという説明があったと思うんですが、これはどういう場所にどんなふうにするのかとか、ちょっと具体的に教えてください。

陶久委員長 小休いたします。

小 休 10:50～10:51

陶久委員長 再開いたします。
よろしいですか。

佐々木委員 まちづくり推進課と書いてあるのを見ていませんでした。すみません。

陶久委員長 ほかに質疑ありませんか。
西川副委員長。

西川副委員長 先ほど、星加委員にお答えいただいた答弁も踏まえてなんですが、ちょっと整理してみたら、約 29 億円という基金から現金給付に使われるということなんですが、一方、災害が起こったときに、本当にその基金として現金を出動させるのに対して十分な金額があるのかということで、先日、解約されたかという基金も合わせたら 31 億円あるということなんですけど、この物価高騰対策に対して 29 億円というのと、仮に残りの 31 億円が、大規模災害が起こったとき、南海トラフ巨大地震が起こったときに、全額出動、全額使えるとして考えたときでも、この同額程度の金額を今回、現金給付に回してしまうということが、果たして妥当なのかどうなのかということが、法律的に問題があるかどうかというのではなくて。これが市の考え方として、今、南海トラフ巨大地震が想定されているということと、先日の能登半島の地震があったということで、あくまで現金給付に関しても市民の不安を和らげるという目的はあっても、その根本的な解決には、この金額を使ったとしてもできないということと、やっぱり経済効果も示せないというところもありまして、公平性も今、議論されているところなんですけど、その中で、南海トラフ巨大地震がきた場合に備えて 31 億円、これ、仮に全部使えるとして、同程度のその 29 億円を給付に今回いきなり使ってしまうということは、これは市としての考え方として妥当なのかというところをちょっと教えていただけたらと思います。

ちょっとあまりにも金額が大きすぎるのではないかと、基本的過ぎてち

よっとあれなんですけど、すみません。

陶久委員長 小休いたします。

小 休 10:54～10:54

陶久委員長 再開いたします。
15 分間休憩いたします。11 時 10 分を再開時間といたします。

休 憩 10:54～11:07

陶久委員長 全員そろわれましたので、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課長の石山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
災害の規模、また想定する被害につきましては、個々に異なるという前提のもとでお答えをさせていただきます。大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合は、避難所及び応急仮設住宅の供与、被災者の救出、被災した住宅の応急修理などの救助に係る費用負担は、適用から県のほうに費用負担がシフトすることになります。従いまして、市のほうでの費用負担は生じなくなるほか、国が激甚災害の指定をした場合には、公共土木施設災害復旧事業等におきまして、補助率のかき上げや地方交付税の繰り上げ交付などの特別の財政援助措置が行われることとなりますので、地方に係る負担は限りなく少なくなるものと考えております。
以上、お答えいたします。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課課長の山崎でございます。
御質問の想定震災規模は分かりかねますが、もし直近で震災が起きたとしても、たちまちの財政運営は心配ございません。
以上、御答弁いたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 御答弁ありがとうございました。
財政運営は心配ございませんということで、災害が起こっても心配がないということなのかもしれないんですけど、あくまで、国とか県とかの支援があって心配ないということだと思いますので、本市として、やっぱりそれらの手当がなかったときに対しても、やっぱり災害がどうなっていくかというのは分かりませんので、備えていただければと思います。
今回の感想ですが、現金給付に対して 29 億円。それで、あとの現金の備えというのが 31 億円しかないという状況で、とても大規模災害に私は備えられるとは思わないんですけど、先ほど、反対と言いましたので、所感はこれぐらいにしておきます。ありがとうございました。

陶久委員長 ほかに質疑ありませんか。
武田委員。

武田 委員 ちょっと質問させていただきます。
激甚災害とか、災害が発生したときに、私は財政調整基金、例えば、うちはたくさん持っているよとか、少ないよというところがあると思うんですけども、その差によって復旧、復興に温度差が生じるというようなことは、私は聞いたことがないんです。参考までにちょっと教えてほしいんですが、県内8市の財政調整基金の額というのがもしお分かりでありましたら、ちょっと教えていただきたいんですけれども、どんな状況でしょうか。

陶久委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課長の山崎でございます。
武田委員の御質問にお答えいたします。
県内他市の財政調整基金残高の直近の令和4年度末の基金残高の状況についてお答えいたします。徳島市は71億1,516万6,000円、鳴門市は35億5,870万8,000円、小松島市は10億1,739万7,000円、吉野川市は33億626万1,000円、阿波市は31億1,964万9,000円、美馬市は40億9,592万円、三好市は89億7,138万7,000円でございます。
以上、御答弁といたします。

陶久委員長 武田委員。

武田 委員 ありがとうございます。阿南市は十分あるというのは分かりました。

陶久委員長 ほかに質疑ありませんか。
佐々木委員。

佐々木委員 答えてもらえるのかどうか、ちょっと自信がありませんが、この財政調整基金の役割というのが、今、災害とかに使える、使えないとか、使わなくてはどう感じる、地震以降、特に強まっている気が市民の間でもします。ただ、お答えを聞くと国、県とかの支出というか、そっちのお金、対策があるので市の負担は小さいということですが、実際、阿南市が持っている現金というのが、大災害が起きたときにはいち早く使えるとして、何に例えば使うんでしょうか。住宅を建てたりはしないと。大きな工事も国からするとか。だったら、実際、身近なものに使うようになるんでしょうか。どういう形に使うというようなもので、だから、例えば、よりたくさんあったほうがいいのだという議論になるのでしょうか。なるのか、ならないのかが分からないんですが、そこら辺、分かりますか。

陶久委員長 石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課の石山でございます。
佐々木委員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、災害発災後にはいろいろな復旧事業等が生じると、発言等がございます。その中で、国は財政出動して地方向けの特別の財政措置を取っていく。補助金のかさ上げ等が行われるんですけども、その中でもいくばくかの地方負担が生じることになろうかと思えます。その部分につきまして、市のほうで負担をしていくことになりますので、一定の現金等は必要になるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、国のほうは状況を見て地方交付税の繰り上げ交付でありましたり、特別交付税の措置等がされますので、負担は、最終的には大きくならないと理解しております。

以上、御答弁いたします。

陶久委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ということは、例えば、仮にゼロはないけれどもすごく少ない自治体。だけど、仮設住宅とか、どうしても建てないといけない、工事もしなくてはいけない。そういうときに持っているお金がすごく少なくても国は、必要なことはしてくれるんでしょうか。それとも一定の負担がないとできないということになる。今、阿南市はあるということなので大丈夫ということなんですが、市民の人たちがなぜ心配をするのか。お金が少なくなるといのはもちろん心配につながるんですが、減っても大丈夫ですというだけでは安心できんです。今聞いたんでは一定の負担額が必要、だからお金が要るんだということ。

それと、じゃあ、それは置いておきます。私が聞いたのは、災害が起きたときに緊急に、国や県の支援とは別に市が独自にすべきこと。それにお金が必要だろう。だからあったほうがいいじゃないかと皆、思っていると思うんです。だから、そこで市が自分の持ち金を使ってすべき対策というのはどういうものがある、それは発災後、直ちに、例えばお金をどんどん使って行って、例えば水を買う、何を買う。買うといってもすぐにものがないと買いもできないんですけれども。どういうものに使っていくというものなのか。それは、だから、どういうものに使うものなのかというのをまず教えてください。具体的なことが分からないんです。

陶久委員長 石本危機管理部長。

石本 部長 危機管理部の石本でございます。

佐々木委員の御質問にお答えいたします。

発災後、即座に費用が発生するということになりますと、いわゆる道路網ですかね。多分、ガタガタになっていると思います。今回の能登半島の地震みたいに阿南市は贅沢な道路網がございませんので、国道なり県道なりが主要道路としてなりますが、そのときに市内で、県内でもよろしいんですけれども、動けるような土木業者に依頼をしまして、早急にその主要な道路を復旧していくと。そのときに、がれきなりが発生いたしますので、一応、公共施設の広場とか学校のグラウンドをがれきの仮置き場として用意するわけなんですけれども、そのほかに、そこまで持ってこられない地域の方が必ずあると思います。そのときに、近所で広い、例えば農地を借り上げるというときに、地権者との話し合いで賃料の発生が出てくると思います。そういうことですかね、初めに要るのは。たちまちもう道路整備と、

さきほどおっしゃったみたいに水の確保、この二つが大変重要なことだと考えております。

以上、御答弁いたします。

陶久委員長 佐々木委員。

佐々木委員 インフラの整備とか水の確保ぐらいだったら持っているお金でできそうなのかなと思うんです。ですから今、いろんなものに不安があって、不安があるのに、いえ、いけますと言われたら余計に不安になります。ですから、例えば今、答えてもらったように具体的に財政調整基金は、例えばこんなものにいざというときには使いますと、緊急出動はこのようにいたします、これにはこれぐらいのお金が必要かと思えます、ですから、今、十分ありますから大丈夫ですというような、市民の目線で分かるような説明とか、紙に書いて貼るわけにはいかんとは思いますが、そういうことが、市民に対しては大事だと思います。

この能登半島の地震を見ても、本当に物資も来ないし大変。南海トラフ巨大地震はもっと大変。その中で不安があって、批判が大きくなるのは当たり前の話です。給付を決めたあとに地震は起きましたが、ずっと私たちは、もう常に防災士として研修もしながら、すればするほど現実は大変だというのを、もちろん皆さんも分かっていると思いますので、市民に大丈夫です、安心してくださいではなく、不安に応える説明というんでしょうか、それはしていかなとあかんことです。それは、まだ欠けています。ですから給付する前に、早急にそういう視点を持って組み立てていくべきです。

それと、ついでに要望しておきます。要望していいですか。

陶久委員長 はい。

佐々木委員 だから 10 万円を市内で使ってください。例えばいろんなところで話をするとやっぱり、あれはあかんわって言われます。それで、いろんな人がいます、別の人を応援した人もいれば。その中で、やっぱり水とかを買っておいたらよかったのにねって阿南市は言うかもしれんなど。だったら、その 10 万円で買ってよって、あなたが買ってよって。ごめんなさい、言い方が悪いけど、自助、共助、公助ですから。ただ、やっぱり買っておいでも家がつぶれたら使えませんか、取りに行けませんというのもあるので、じゃあ、自主防災で買っておきましょうよとか、阿南市の業者を使って下さいね。例えば阿南市の業者を使って阿南市の人が買い物をする、特典というもまた大変ですが、何かスタンプを押してもらうとか、よく分からないけど、セールをするとまた割引も大変だろうけど、何か市民が防災に、例えば自助に使いやすいような工夫というのを一つ、お知らせとか、必要かなと思います。緊急対策で家計を助けるということではありますが、市民のほうから防災という声がよく聞かれますので、そういうことも必要かなと思います。

あと、もらわないという方法。あれはあかんわという声がすごく聞こえるので、じゃあ、もらわないんですねって聞くと、いや、もらうものはもらいますという声が多いです。だけど、もらわないという選択。だから、これはもう阿南市に置いておいてくださいという選択ができるような方法

も一つ、いいのかなと思いますので、ここで要望としてさせていただきます。

以上です。

陶久委員長 要望だけでいいですか。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第19号議案の採決をいたします。
本件を原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 異議ありとの御意見がございますので、これより第19号議案を挙手により採決を行います。なお、挙手しない委員は反対とみなします。
本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

陶久委員長 挙手多数であります。
よって、「第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算(第7号)について」のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

陶久委員長 以上で総務委員会に付託されました案件の審査が終了しました。

一 般 質 問

陶久委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項について質問をお受けしたいと思います。4人の方から通告をいただいておりますので、それではどなたからいきましょう。挙手をお願いいたします。
横田委員。

横田 委員 通告もしてありますので発言をさせていただきます。
年末年始といろんな市民の方、皆様とお会いする機会もございまして、いろいろお話をし、また、議会についても聞かれたわけでありまして。－

陶久委員長

小原 課長

陶久委員長

横田 委員

[illegible]

陶久委員長

小原 課長

陶久委員長

小 休 11:30~11:30

陶久委員長

佐坂人事課長。

佐坂 課長 人事課、佐坂です。
横田委員の守秘義務違反に当たるかどうかとの御質問でございますが、
先ほど会計課長から説明がありましたとおり、
会計課の職員及び監査委員という御答弁
がありましたが、守秘義務違反につきまして、職員の守秘義務違反に関し
てお答えをさせていただきたいと思います。地方公務員法の第34条第1項
の中に、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い
たのちもまた同様とするという条文がございますが、この地方公務員法第
34条第1項の秘密に該当するかどうかとの判断でございますが、秘密とは、
一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定
の利益の侵害になると客観的に考えられるものであり、債券等の満期日に
関しましては、一定の利益の侵害には当たらないものと考えますが、一般
的に了知されていない事実をほかに了知せしめることは職員としては好ま
しくありません。
以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 横田委員。

横田 委員 秘密とまではいかなくても、コンプライアンス上、問題があるというこ
とでよろしいですか、職員の場合は。

陶久委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 コンプライアンス上ですから、公務員には守秘義務がございますので、
一般的に了知されていない事実をほかに了知せしめることについては、先
ほど申しましたが、職員としては好ましくないと考えております。
以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 横田委員。

横田 委員 _____

(_____)

陶久委員長 小休いたします。

小 休 11:35～11:36

陶久委員長 再開いたします。

横田 委員 所管ではないということで、次の、また機会ということで。

陶久委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 今回の件に関しまして、関連してお伺いしたいと思います。
情報公開の担当課にお伺いをいたします。昨年12月26日以前に、会計課に関する情報公開請求があったのかどうか、お伺いをいたします。

陶久委員長 小西総務課長。

小西 課長 総務課、小西でございます。よろしくお願いいたします。
今、ちょっと確認したいので。

陶久委員長 小休いたします。

小 休 11:37～11:38

陶久委員長 再開いたします。
小西総務課長。

小西 課長 総務課、小西でございます。湯浅委員の御質問にお答えいたします。
令和5年12月26日以前の情報公開請求はございませんでした。ずっと、かなり昔までさかのぼったらちょっと、把握はしておりませんが、令和5年度についてはなかったということでございます。
以上、御答弁といたします。

陶久委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

—————それと、
職員が守秘義務違反をした場合、どのような処分を受けることになりますか。
お伺いをいたします。

陶久委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 湯浅委員の御質問にお答えいたします。
職員が守秘義務違反をした場合の処分についてでございますが、まず、

守秘義務、秘密の漏えいに該当するかどうか、審査の必要が生じた場合におきましては、阿南市職員懲戒分限等審査会に諮ることが考えられます。
以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。
これは職員だけということでしょうか。例えば監査委員とかも該当するのでしょうか。そこをお伺いできたらと思うんですが。

陶久委員長 佐坂人事課長。

佐坂 課長 湯浅委員の御質問にお答えいたします。
ただ今御説明いたしました件につきましては職員でございます。監査委員につきましては、地方公務員法第3条において特別職の職員とされております。また、同じく地方公務員法第4条では、この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとされておりますので、地方公務員法による懲戒処分を行うことはできません。
以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。

陶久委員長 ほかに、小野委員。

小野 委員 各議員の質問も重なるところがあると思いますが、今、世界中で紛争の被害、また自然災害の被害の大きな被害が出ておりますが、止められないんですね。今後、人々はよい水と食料を巡り、さらなる紛争で人々は絶望の底に、恐らく我が国も輸入品に頼る生活、今後、ますます物価高騰は続くはずです。

前の市長は行政改革の必要性を訴えて将来に備える、強める、将来にね、政策に取り組んでいたと思います。現岩佐市長は、憂いを先に取り除けば、あとは備えにつながる。まさに以心伝心のごとく、市民の声に応えて、先行投資で、今、種まかば明日に花咲くと、投票日数日前に、全国でもまさかと思われる現金給付全世帯に10万円と打ち出しました。地域活性化につながるように市内で消費してくださいとのことです。

私は、金額はさておき、公平性を保つならば全市民1人当たりに給付すべきではないのか。また、国の弱者救済制度に合わせての話は、市民の皆さん、理解しておりませんよ。納得もしていないでしょう。市の給付は弱者救済になっていないのです。今後、必ず不公平が生じます。また、今、基金を取り崩すときであるんでしょうか。私はないと思いますよ。

市長になってから地道に堅実なやり方で取り組む方法もあったんじゃない

いですか。能登半島地震の例もあります。災害は突然襲ってくるんです。当市だってまさかのとき、起こるんです。そのとき、誰が市民を守るんですか。職員の方々、関係者、24 時間体制ですよ。全て市が対応の表に出て市民関係者を守るんです。まさに基金はこんなときに使うんじゃないんですか。こういうことを申し上げて質問に移らせていただきます。

1、国は弱者救済対策として 10 万円給付を実施しており、一定の公平性は持たせております。市は物価高騰対策という理由づけで全世帯に 10 万円、現金給付としている。国の制度に上乗せ、横出しということだが、そもそも国と市では趣旨が違うと思いますよ。違う手法での給付することに、やり方に無理があります。今後、公平性、平等性に欠けると思います。これを今後、どう担保するつもりですか。一度、お尋ねしたいと思っております。

2 番目、西川議員からも質問があつて重なりますが、能登半島の地震、雪の中、過酷な救助活動を見るにつれて、阿南市民もまさかのときに、非常のときには備えが大変だと、重要性を痛感させられていると思いますが、財政調整基金の取り崩し、南海トラフ巨大地震がきたときに大丈夫かということで、西川議員の、星加議員の質問にも大丈夫と答えていただいております。大丈夫なんですね。ということで、2 番目の質問は取りやめますが、その一番目の質問にお答えを願います。

陶久委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課の横手でございます。

小野委員の 10 万円給付についての御質問に御答弁いたします。

この度の公約による一律現金給付は、市民の今の暮らしを守るため、緊急の物価高騰対策として実施するもので、基本的な制度設計といたしましては、国の交付金を活用すること。全世帯に一律 10 万円を給付すること。18 歳までの子ども 1 人につき 3 万円を加算して給付すること。この 3 点を内容とした制度設計としております。

お尋ねの公平性、平等性をどう担保するのかについてでございますが、食料やエネルギーの価格高騰による今回の物価高は、所得の多寡によって影響の度合いはさまざまであるとは思いますが、燃料費高騰など、物価高のダメージは全世帯に共通するとの認識から、一律給付を全ての世帯に実施することで公平性を担保しているものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 小野委員。

小野 委員 お答えいただきましたが、度々、議員も一般質問でしておりますのでこれ以上は言いませんが、今のお答えで本当に市民の方、私も納得はできないと。今後、必ず不公平感が市民の間から生まれてくると思います。つけ加えておきますが、本当にこの制度で公平なのは 18 歳未満に給付する、ここだけが公平で、ほか皆、何か違和感を感じるような対策だったと思っております。

終わります。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 私は財源のことについて、学校給食の無償化について、これは市長の公約でもございます。この学校給食の無償化のスタンスなのですが、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で、2023年に少子化対策、こども政策の抜本強化で学校給食無償化の課題整理等を行うというところではありますが、そのことについての財政確保ですね。市長がおっしゃられているその財源確保なのですが、寄附を募りながら国や市の財源を充てると言及されておられました。それで、学校給食の無償化に係る財源確保に関してどのようにお考えかということをお聞きさせていただきます。

完全無償化に要する必要財源額というのはどれくらいを、まず1点目、見込んでおられるのか。これ、3億2,000万円とおっしゃられていたと思うんですが、それで間違いないかということについてお答えをいただきたいと思います。その点について。それは物価高騰も含んでということなんでしょうかということについてお伺いをいたします。それと、寄附を募るというのはどのような方法で寄附を募るのかということですね。それと、仮に寄附が集まらなるとすればどのような対策をするのか。この3点について端的にお答えいただいたら結構でございますので、よろしくお願いいたします。

陶久委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課、横手でございます。
星加委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に3億2,000万円の予算で正しいかという御質問でございますが、確か水谷議員の質問の中で、教育部長答弁でしたか、3億2,000万円という数字が出てきておりますので、そのとおりであると考えております。

次に、その予算をどう考えているのか、どこから引っ張ってくるのかというような趣旨の御質問をいただいたと思います。学校給食費の無償化につきましては、その制度設計や長期にわたる財源確保の検討を行い、早期に実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。お尋ねの無償化に係る予算につきましては、既に学校給食費の無償化を実施している他の自治体の先進事例を検証するとともに、新たに創設することも基金の活用も検討してまいります。また、国においては昨年6月のこども未来戦略方針の中で、学校給食の無償化の実現に向けて具体的方策を検討することとされておりますので、国の動向も注視しつつ、市長会を通じた国への要望も行うなど、財源確保に向けてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

続きまして、最後に、寄附を募るとはどのように考えているのかという御質問をいただいたと思います。寄附の内容、どのように集めるかにつきましては、ただ今、その方策について検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。今、御答弁をいただきました。

寄附については今後、考えていくという御答弁でございましたので、それをどのようにするのかというのは検討していくということで、それで結

構でございます。

こども未来戦略方針、令和5年の6月13日の閣議決定であります、これはもう昨年の6月13日に閣議決定いたしておりますが、学校給食の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査。そして全国ベースでの学校給食の実施調査を速やかに行い、国のほうでは1年以内にその結果を公表するという閣議決定がなされております。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めて、課題の整理を丁寧に行って、具体的な方策を検討するということが閣議決定されている内容かと思います。それで、阿南市においては一応、市長の公約でございますので、来年度からやるのか、閣議決定が1年ですから、国の政策をそのまま取り入れるのか、ちょっとその点についてお答えいただきたいと思います。分からなければ分からないで結構でございますが、何らかの御回答をいただきたいと思います。

陶久委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課、横手でございます。
星加委員の御質問に御答弁いたします。

市長公約でございます小中学校給食費の完全無償化につきましては、早期に実現するよう取り組んでまいりたいと考えておりまして、無償化の対象とその実施時期など、財源も含めた制度設計を現在、検討しているところでございます。従いまして、現時点におきましては予算、実施の時期等につきまして検討中でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

陶久委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

今の、現在ではできないと。当初の予算もございまして、十分にこの無償化につきましては検討を重ねていただいて、私も学校給食の無償化は今までにしていただきたいという発言もいたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それとともに、委員長にちょっとお願いを申し上げたいことがございます。ただ今、いわゆる財政調整基金等の期間等において、やはりこれは監査委員しか知り得ない情報ではなかろうかというようなことがありまして、私はこれを公開していただいたわけですが、決算のときに、この決算書の中に預入日とか満期日とか、それを加えて書いているような自治体がございます。そして、この収入額については、それはもういわゆる一般会計かな。そのほうに繰り入れられておりますが、もう既にいつ預けていつ満期を行うという、きちんと書いているところがございまして、今後、研修に行くようなことがありましたら、そういう自治体、現実に四国にもございまして、また四国でなくても、そういうところへ行って、研修してくるのも一つの方策かと思いますが、ここで、今、出ましたので、研修等を深めていただくように御要望させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

陶久委員長 ほかにございませんか。
佐々木委員。

佐々木委員 さっき、財政調整基金のことで質問、要望とまとまってしまったんですけれども、実は質問のつもりで聞いていて要望になってしまったので、実際、大事なことになるので質問をさせていただきたいです。

先ほどの、市民の心配に答える説明ということ、これを私は本会議でも聞いたんですが、具体的な説明ではなかったです。それで、言わせていただいたように災害を皆、心配していますので、そのときの災害復旧で出すべきこと、出すべきもの、こと、もの、想定金額とか、その時期について市民が、これは私の耳には心配をする声が多かったのを言っているんですけれども、市民が分かり、安心材料となるような分かりやすい説明というんでしょうか。それをする考えがあるのかどうか。そのためにはまず、市民の声を聞かないといけないと思いますが、市民の声、ちょっと耳が痛いけど聞かないかん。そういう声を聞くような場というか、考えがあるのかどうか。まず声を聞いて、それにきちんと答えて、安心材料として市が提示できるのかどうか。しなければならぬことだと思いますが、それについての考えをお聞かせください。

それと、10万円給付、例えば申請書を出してするんだったら、もらわんという選択肢を作るのかどうか。もし、もらわんという選択肢が作れるのであれば、私はもらわんというところにチェックを入れようと思うんですが。そういうことができるのかどうか、その考えも一つ。

あと、市民が市内で使う仕組みづくりについて、それを今後、お願いするという答弁だったんですね、本会議で聞いたら。けど、お願いだけでは、具体的な形を提示したほうが市民にもいいかなと思うので、市内で使ってもらうためのお願いについて、仕組みづくりなども今後、検討していくのかどうか。この3点を質問させてください。大事なことだと思います。もう3月の委員会までありませんので、それまでに支給ということをおっしゃっていますので、お願いします。

陶久委員長 小休いたします。

小 休 12:01～12:06

陶久委員長 再開いたします。
石山危機管理課長。

石山 課長 危機管理課、石山でございます。

佐々木委員の質問にお答えをさせていただきます。

災害等が発生した場合、のちにどのような費用が発生してくるかなどの御質問でございます。そして、その中で市民への説明が必要ではなかろうかということでございますが、本市では自主防災組織、あるいは防災士の会、あるいは地域コミュニティ単位で防災訓練、あるいは研修会等を実施、積極的にしていただいているところでございます。その中で、機会があるごとに災害発災後の復旧の手続きであるとか業務等、また、避難所の運営等に関する御説明などを折に触れてさせていただいているところでござい

ます。また、講師につきましては県のほうからの派遣などもいただいて、御協力をいただきながら進めているところでございます。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 秘書広報課、横手でございます。

佐々木委員からの、給付金を市内で使う仕組み、考えはあるのかとの御質問について御答弁申し上げます。

一般質問の佐々木議員からの御質問にもお答えいたしました。市民の皆様には阿南市内で給付金を活用していただけるよう広報あなん、阿南市ホームページ、阿南市公式LINEなど、さまざまな広報媒体を用いて周知をするとともに、全世帯に郵送する給付金の案内文書でも、できるだけ市内の事業所を元気にしましょうと、皆で協力しましょうと、そのような文書を添えて周知をしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

陶久委員長 佐々木委員。

佐々木委員 発災時の避難所運営訓練とかは、私も何度も何度も参加させていただいて、阿南防災士の会とかでやっています。でも、そのお金に関することは、そんな話はしたことがないですね。だから、水が何本要りますとか、災害トイレは何個要ります、でも今、何個しかありませんとか。だから、今、ないんですよ。足らん、足らんと言っています。その中で、いざ発災した、すぐにもものが来ませんよね、まず。ですから、そのときに、すぐにもものも来ないんだけど、やっぱりお金を持っていて買っていくということの安心感、持つとるからということをも市民は言っていると思います。ですから、防災訓練をやっていますというような答弁でしたけれども、そこに伴う今後発生するであろう想定金額とか、あるいはそれをいつ動かしていくのか、だから十分間に合うから大丈夫だよというところがほしいのではないのかと、私は繰り返して言わせてもらっています。ですから、それは私の考えですので、また今後、自主防災の会とか、そういう会でもっと広く、また市民の声を聞いて、もちろん防災だけじゃないですね。例えば案内文書を送るのに、じゃあ、防災に特化して使ってくださいって、それも変な話です。そうではないですね。ですけど、大きな声があるのは防災、復旧なので、それに安心材料となるようなことをもっと組み立てていってほしいと、ここはもう要望で締めくくっておきますので、市民の声を十分聞いてください。よろしく願いいたします。

以上です。

陶久委員長 お諮りいたします。

陶久委員長 では、西川副委員長。

西川副委員長 1点だけ、一般質問の通告を出してしまして、民間提案制度についてなんですけど、令和5年度阿南市民間提案制度の提案審査の結果がレターボックスに届いておりましたが、その募集に係る要項の中で、民間事業者か

らいただいた提案内容については知的財産ととらえ、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は提案者との随意契約を前提としています。ただし、事業化を決定した場合であっても、予算案等、議会の議決または承認が必要なものについては可決、または承認が得られない場合、事業化は実施されませんとありますが、今回、採用された各案件に関して議会承認は必要でしょうか。

お答えください。

陶久委員長 中橋行革デジタル戦略課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。よろしくお願いいたします。

西川委員の御質問にお答えいたします。

阿南市民間提案制度では、本市の新たな財政負担、または維持管理費等の増加を伴わないということを提案内容の要件としており、事業の実施に当たっては事業者が財源等を確保、工夫する必要があるとございます。採択されました提案内容は、現段階におきましては本市の予算を伴わないものと考えておりまして、この点からいけば議会の承認事項には当たらないと認識をしておりますが、今後、事業化に向けて事業者と詳細協議を行いまして、必要な手続きや諸条件の調整など、具体的な事業フレームを構築していきます。これについては市と事業者の双方で合意が必要となりまして、詳細協議が成立したもののついて契約を行い、事業を実施することとなるのが通常のスキームでございます。今後、実施される詳細協議の結果につきましては、節目におきまして議会等に御報告をさせていただきます。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。少し聞き取れなかった部分もあるんですけど、民間提案制度の中で、私たち議員に関しましてはその採択に関して審議ができない、もしくはできない可能性もあるということで、結局、その中身も全容も分からないまま随時契約ということになってきますと、結局、採決に関わることができませんので、どのような協議を行うのか、今後、明確にお示しいただきまして、提案がいいからただ単に採用するというだけではなくて、市長も含めた執行部の皆さんとも周りに与える影響も考慮して詳細協議を行っていかないと。特にカーボンニュートラルに関する提案なんかでは事業の規模感というのが、CO₂の削減なんかに関しても、ちょっとしたこともあれば、CNP港湾を造るみたいな話も、そういう大きな話も出てきたりしますので、場合によっては地域の中小企業を取り残してしまうようなことにもなりかねないと思います。その辺、注意していただきたいと思うんですけど、御所見をお伺いいたします。

陶久委員長 中橋行革デジタル戦略課長。

中橋 課長 行革デジタル戦略課、中橋です。

西川委員の御再問にお答えをいたします。

今回、採択されましたカーボンニュートラルに資する提案につきましては、公共施設における太陽光パネルの設置を基本とした提案でありますこ

とから、本市に財政負担のない提案であっても、その具体的事業内容や規模によっては、地域の中小企業の方々に何らかの影響を与える可能性もございます。提案の審査の際には、地域経済の活性化や地元事業者の積極的活用などの点を加味した審査を実施してまいりましたが、今後の詳細協議におきましても、引き続き、このような点に十分配慮しながら事業者との対話を継続してまいります。提案内容の事業化を目指し、これから何度も事業者と協議をしていくことになると思われますが、協議事項や重要な決定事項については組織的に共有をしつつ、適宜、検討し、市民にとってよい事業となるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、御答弁といたします。

陶久委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございました。

地域の中小企業というのが、その事業に関して取り残されていないように、ついていけるようにというところで、議員が採決に入れないというときもありますので、そうやってきたら、やっぱり責任というところが、市長や執行部の皆さんにもちゃんと見ていただいてから進めていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

陶久委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陶久委員長 これにて質問を終了いたしまして、所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会に当たり市長から御挨拶を受けたいと思います。

岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案させていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。御審議中に賜りました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

陶久委員長 これをもちまして、総務委員会を終了いたします。

閉 会 12:17
